## 岩手県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 平成22年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員		延 長
花巻市上根子字神山207番1地先から太田第43地割104番		A	m	m
2 地先まで			36.3∼10.1	1, 680. 3
花巻市上根子字神山207番1地先から太田第44地割213番	新	В		
1 地先まで			48.7~12.0	1, 619. 0
花巻市太田第44地割190番2地先から261番地先まで		С		
			25. 2~10. 0	304. 7
花巻市太田第44地割242番地先から256番地先まで		A		
	旧		20.5~11.7	148. 9
花巻市太田第44地割203番 1 地内	IΠ	В		
			25.9~23.0	104. 5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
  - (2) 期間 平成22年2月23日から同年3月23日まで